別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　五條市五條新町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	五條市本町二丁目六五四―四
主屋	一棟	五條市本町二丁目六五四―四
離れ	一棟	五條市本町二丁目六六六―二

○文部科学省告示第百九十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十四年文部科学省告示第五十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表一　南会津町前沢伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
土蔵	一棟	南会津町前沢八九

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
庫裡	一棟	金沢市東山二丁目二五番五号
主屋	一棟	金沢市山の上町三番一一号
主屋	一棟	金沢市東山二丁目三番二一号

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	金沢市東山一丁目一七番九号

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

別表四　豊田市足助伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	豊田市足助町西町八

○文部科学省告示第百九十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十七年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十五年文部科学省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	桐生市本町一丁目一七一―六
主屋	一棟	桐生市本町二丁目一二四
蔵	一棟	桐生市本町二丁目一二四
付属屋	一棟	桐生市本町二丁目一二四
主屋	一棟	桐生市本町一丁目二二三―一
主屋	一棟	桐生市本町一丁目二二三―一
蔵	一棟	桐生市本町一丁目二二三―一
主屋	一棟	桐生市本町二丁目一四九―二

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　桐生市桐生新町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	桐生市本町一丁目一五―一

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	高岡市金屋町二番三号

別表三中、次の表に掲げるものを削除する。

別表三　高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	高岡市金屋町二番二二号
主屋	一棟	高岡市金屋町二番四〇号